

改正後（新要綱）	現行要綱
<p>別紙 ID-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成 29 年 5 月 1 日） （最終更新日：令和 3 年 4 月 1 日）</p> <p style="text-align: center;">インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 証明書の発行</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）証明書の発行手続等</p> <p>ア 輸出者は、インドネシア向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式 5 の申請書に、以下の①から⑦までの書類等を添付して、別表の申請先に提出すること（なお、③の船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写しを申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 5（1. 輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。）。電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行うときは、別添 1 によること（NACCS による申請は、登録認定機関に対する申請の場合のみ可能とする。）。</p> <p>① インボイスの写し</p> <p>② パッキング・リストの写し</p> <p>③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し</p> <p>④ インドネシア向け輸出水産食品が食品衛生法等日本国内の法令を遵守して加工等がなされていることを確認できる、検査等の実施日から 1 年以内（1 年に 1 回以上の検査等を行い輸出することを 3 年以上継続した実績があり、申請のあった日から過去 3 年間の輸出において問題が認められなかった場合には 3 年以内。）の記録（認定施設の食品衛生監視票、自主検査の結果等）の写し（なお、同一の認定施設で最終加工された製品を当該書類の有効期間内に輸出する場合は、当該書類の添付を省略することができる。）</p> <p>⑤ 別紙様式 9 の官能検査等実施記録（認定施設が対 EU 認定施設等のときは、提出を必須とはしない。）</p> <p>⑥ 別添 3 の 4. に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類の写し</p> <p>⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒</p> <p>なお、<u>生鮮の輸出水産食品については、当該水産食品の調達及び⑤の官能検査のため、衛生証明書の発行日と当該水産食品のインドネシアへの到着日が同一日とならざるを得ない（以下「即日発行」という。）場合には、輸出者は必ず申請前に輸出先国規制対策課又は認定施設若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等に相談の上、前述の申請書類一式を提出すること。</u></p> <p>イ 証明書発行機関の長は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、速やかに別紙様式 6 により <u>書面の</u> 証明書原本を交付する。<u>なお、生鮮の輸出水産食品の 即日発行の場合は、別紙様式 6 により電子署名を付した PDF 形式の証明書原本を交付する。PDF 形式の証明書原本の交付を受けた輸出者は、当該原本を印刷し、輸出貨物に添付して通関手続を行うこと。</u></p> <p>① 英語で記載すること。</p> <p>② 「Number」及び「Ref. Number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。</p> <p>③ 「Name」は担当者の氏名を、「Position」は担当者の肩書を、「Issued at」は証明書発行機関名を、「on」は証明書発行日を記載、「Seal(stamp)」は証明書発行機関の印章を押印、「Signature」は担当者の署名を記載すること。</p> <p>ウ～オ（略）</p>	<p>別紙 ID-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成 29 年 5 月 1 日） （最終更新日：令和 3 年 1 月 20 日）</p> <p style="text-align: center;">インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 証明書の発行</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）証明書の発行手続等</p> <p>ア 輸出者は、インドネシア向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式 5 の申請書に、以下の①から⑦までの書類等を添付して、別表の申請先に提出すること（なお、③の船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写しを申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 5（1. 輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。）。電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行うときは、別添 1 によること（NACCS による申請は、登録認定機関に対する申請の場合のみ可能とする。）。</p> <p>① インボイスの写し</p> <p>② パッキング・リストの写し</p> <p>③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し</p> <p>④ インドネシア向け輸出水産食品が食品衛生法等日本国内の法令を遵守して加工等がなされていることを確認できる、検査等の実施日から 1 年以内（1 年に 1 回以上の検査等を行い輸出することを 3 年以上継続した実績があり、申請のあった日から過去 3 年間の輸出において問題が認められなかった場合には 3 年以内。）の記録（認定施設の食品衛生監視票、自主検査の結果等）の写し（なお、同一の認定施設で最終加工された製品を当該書類の有効期間内に輸出する場合は、当該書類の添付を省略することができる。）</p> <p>⑤ 別紙様式 9 の官能検査等実施記録（認定施設が対 EU 認定施設等のときは、提出を必須とはしない。）</p> <p>⑥ 別添 3 の 4. に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類の写し</p> <p>⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒</p> <p>なお、<u>鮮魚については、申請から発行までにかかる時間が短いため、証明書原本を通関から一週間以内に提出することを条件として、通関時は証明書の PDF による代替が認められている。鮮魚を輸出する場合、輸出者は申請前に必ず証明書発行機関に相談し、発行可能な日程や必要な要件等を確認すること。</u></p> <p>イ 証明書発行機関の長は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、速やかに別紙様式 6 により証明書原本を交付する。</p> <p>① 英語で記載すること。</p> <p>② 「Number」及び「Ref. Number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。</p> <p>③ 「Name」は担当者の氏名を、「Position」は担当者の肩書を、「Issued at」は証明書発行機関名を、「on」は証明書発行日を記載、「Seal(stamp)」は証明書発行機関の印章を押印、「Signature」は担当者の署名を記載すること。</p> <p>ウ～オ（略）</p>

- (3) (略)  
 (4) (略)  
 5 (略)

- (別表)  
 1. (略)  
 2. 証明書発行申請先(要綱4(2)ア関係)

(1) 即日発行の場合の申請先は、以下のいずれかとする。

申請先
① 輸出先国規制対策課
② 認定施設又は輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等(以下3.参照)

(2) 即日発行以外の場合の申請先は、下表の申請先欄のいずれかとする。

申請に係るインドネシア向け輸出水産食品が最終加工された認定施設の区分	申請先
1. (1)の申請先が①の認定施設の時	① 輸出先国規制対策課
	② 認定施設又は輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等(以下3.参照)
1. (1)の申請先が②の認定施設の時	① 輸出先国規制対策課
	② 認定施設又は輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等(以下3.参照)
	③ 登録認定機関

3. 地方農政局等一覧

認定施設又は輸出者の事業所が所在する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
(略)			
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	052-715-3073
(略)			
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-211-9334
(略)			

(別添1)

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式10に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を証明書の発行申請先に提出すること。

- ①～③(略)  
 (2) (略)

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。

- (3) (略)  
 (4) (略)  
 5 (略)

- (別表)  
 1. (略)  
 2. 証明書発行申請先(要綱4(2)ア関係)

申請を行う認定施設の区分	申請先
1. (1)の申請先が①の認定施設のインドネシア向け輸出水産食品を輸出するとき	輸出先国規制対策課、施設が所在する地域を所管する地方農政局等(以下3.参照)
1. (1)の申請先が②の認定施設のインドネシア向け輸出水産食品を輸出するとき	輸出先国規制対策課、施設が所在する地域を所管する地方農政局等(以下3.参照)又は登録認定機関のいずれか

3. 地方農政局等一覧

施設が所在する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
(略)			
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	052-223-4619
(略)			
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-211-8607
(略)			

(別添1)

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式10に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を 書面にて 証明書の発行申請先に提出すること。

- ①～③(略)  
 (2) (略)

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1. (1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合

<p>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。</p> <p>(2) 証明書 <u>(PDF形式による発行を除く。)</u> は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について申請先とあらかじめ調整すること。</p>	<p><u>にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u></p> <p>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。</p> <p>(2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について申請先とあらかじめ調整すること。</p>
<p>(別添2) (略)</p>	<p>(別添2) (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別添3)</p> <p style="text-align: center;">インドネシア向け輸出水産食品の官能検査の運用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 官能検査  選任された品質確認者は、輸出の都度、別添2に規定する検査手順に従って官能検査を実施し、同2の2. に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認の上、別紙様式9にこれらの結果を記録するとともに、証明書発行申請書(別紙様式5)の「<u>2.</u> 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。  なお、官能検査の記録に当たっては、官能検査を実施したことが確認できれば、別紙様式9によらず任意の様式を用いて差し支えない。  輸出者は、官能検査の結果が記載され、又は記録された情報を3年間保管すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 官能検査の検証  輸出者は、衛生証明書の申請日以前1年間に1回以上、証明書発行機関が実施する官能検査を受検し、別添2の2. の官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。  なお、本運用に基づく手続を実施している場合であつて、1年に1回以上の官能検査の検証を行い輸出することを3年以上継続した実績があり、直近の過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査の方法に問題が認められないときには、検証に係る頻度を3年間に1回以上とすることができるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(別添3)</p> <p style="text-align: center;">インドネシア向け輸出水産食品の官能検査の運用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 官能検査  選任された品質確認者は、輸出の都度、別添2に規定する検査手順に従って官能検査を実施し、同2の2. に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認の上、別紙様式9にこれらの結果を記録するとともに、証明書発行申請書(別紙様式5)の「<u>1.</u> 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。  なお、官能検査の記録に当たっては、官能検査を実施したことが確認できれば、別紙様式9によらず任意の様式を用いて差し支えない。  輸出者は、官能検査の結果が記載され、又は記録された情報を3年間保管すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 官能検査の検証  輸出者は、衛生証明書の申請日以前1年間に1回以上、<u>施設認定申請先の</u>証明書発行機関が実施する官能検査を受検し、別添2の2. の官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。  なお、本運用に基づく手続を実施している場合であつて、1年に1回以上の官能検査の検証を行い輸出することを3年以上継続した実績があり、直近の過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査の方法に問題が認められないときには、検証に係る頻度を3年間に1回以上とすることができるものとする。</p>
<p>(別添4) (略)</p>	<p>(別添4) (略)</p>
<p>(別紙様式1～4) (略)</p>	<p>(別紙様式1～4) (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別紙様式5)</p> <p>(略)</p> <p>1. 輸出水産食品の詳細(日本語・英語併記のこと)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 原産地域(別紙様式6の4.、5.、6.関係)</p> <p><input type="checkbox"/>天然  国名及び漁獲水域(漁獲水域は別添4のFAO漁獲統計海区に準じて記載のこと)</p> <p><input type="checkbox"/>養殖  養殖場の名称  所在地</p>	<p style="text-align: right;">(別紙様式5)</p> <p>(略)</p> <p>1. 輸出水産食品の詳細(日本語・英語併記のこと)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 原産地域(別紙様式6の4.、5.、6.関係)</p> <p><input type="checkbox"/>天然  国名及び漁獲水域(漁獲水域は別添4のFAO漁獲統計海区に準じて記載のこと)</p> <p><input type="checkbox"/>養殖  養殖場の名称  住所</p>

<p>(4) ~ (17) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」4(2)アの④の記録の写しの提出を省略する場合、当該資料を提出して発行を受けた直近の証明書の発行日及び証明書番号(本申請において提出する場合は記載不要)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 担当者の連絡先(氏名、電話番号及びメールアドレス) (申請書の記載に関する注意事項) 1ロットで複数魚種を輸出する場合は、申請者は別添を作成し、証明書発行機関に提出すること。</p>	<p>(4) ~ (17) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 同一の認定施設で加工等された製品の衛生管理に係る記録 なし・あり (なしの場合、「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」4(2)アの④の記録の写しを提出すること。ありの場合、同記録を提出した直近の証明書の発行日及び証明書番号を記入)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 担当者の連絡先(氏名、電話番号及びメールアドレス) (申請書の記載に関する注意事項) 生鮮品であって、1ロットの魚種が多数にわたる場合は、申請者は全ての魚種の名称、学名、英名、HSコード、処理方法、用途を記載した一覧表の電子データを申請書等と併せて証明書発行機関に提出すること。</p>
---	---

<p>(別添(別紙様式5関連))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">Attachment</th> <th colspan="9">(Health Certificate No.)</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>Common name / Nama umum 一般名及び(13)英名</th> <th>Scientific name / Nama ilmiah (13)学名</th> <th>HS Code / Kode HS (11)HSコード</th> <th>Quantity / Jumlah (kg) (12)正味重量(Kg)</th> <th>4. Name / Nama (4)認定施設の名称</th> <th>4. Establishment ID Number / No Registrasi (4)認定番号</th> <th>4. Address (detailed) / Alamat lengkap (4)認定施設の所在地</th> <th>5. Country and region of origin / Negara dan daerah asal (3)天然:国名及び漁獲水域 養殖:養殖場の名称及び所在地</th> <th>6. Source / Sumber (3)養殖/天然</th> <th>9. Description of commodity / Deskripsi komoditas (10)輸出水産食品の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">14. Total quantity (kg) / Jumlah total (kg) 合計重量 (kg)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	Attachment		(Health Certificate No.)									No.	Common name / Nama umum 一般名及び(13)英名	Scientific name / Nama ilmiah (13)学名	HS Code / Kode HS (11)HSコード	Quantity / Jumlah (kg) (12)正味重量(Kg)	4. Name / Nama (4)認定施設の名称	4. Establishment ID Number / No Registrasi (4)認定番号	4. Address (detailed) / Alamat lengkap (4)認定施設の所在地	5. Country and region of origin / Negara dan daerah asal (3)天然:国名及び漁獲水域 養殖:養殖場の名称及び所在地	6. Source / Sumber (3)養殖/天然	9. Description of commodity / Deskripsi komoditas (10)輸出水産食品の名称	1											2											(中略)											31													14. Total quantity (kg) / Jumlah total (kg) 合計重量 (kg)									<p>(別添(別紙様式5関連)) (新設)</p>
Attachment		(Health Certificate No.)																																																																												
No.	Common name / Nama umum 一般名及び(13)英名	Scientific name / Nama ilmiah (13)学名	HS Code / Kode HS (11)HSコード	Quantity / Jumlah (kg) (12)正味重量(Kg)	4. Name / Nama (4)認定施設の名称	4. Establishment ID Number / No Registrasi (4)認定番号	4. Address (detailed) / Alamat lengkap (4)認定施設の所在地	5. Country and region of origin / Negara dan daerah asal (3)天然:国名及び漁獲水域 養殖:養殖場の名称及び所在地	6. Source / Sumber (3)養殖/天然	9. Description of commodity / Deskripsi komoditas (10)輸出水産食品の名称																																																																				
1																																																																														
2																																																																														
(中略)																																																																														
31																																																																														
		14. Total quantity (kg) / Jumlah total (kg) 合計重量 (kg)																																																																												

<p>(別紙様式6~8) (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙様式9)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">インドネシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録</p> <p>(略)</p> <p>官能検査 (1)、(2) (略)</p> <p>(別紙様式10) (略)</p>	<p>(別紙様式6~8) (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙様式9)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">インドネシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録</p> <p>(略)</p> <p>1. 官能検査 (1)、(2) (略)</p> <p>(別紙様式10) (略)</p>
--	---